

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年 8 月 3 日
【会社名】	STEILAR C.K.M株式会社
【英訳名】	STEILAR C.K.M COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役 橋本 勝司
【本店の所在の場所】	東京都新宿区愛住町13番地10
【電話番号】	03（5369）7831（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 和弘
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区愛住町13番地10
【電話番号】	03（5369）7831（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 加藤 和弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 330,708,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,334,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1 本普通株式の発行は、平成21年8月3日(月)開催の取締役会において、平成21年9月3日(木)開催予定の臨時株主総会において、有利発行に関する議案の承認が得られることを条件として、その決議が行われております。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	5,334,000株	330,708,000	165,354,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	5,334,000株	330,708,000	165,354,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。なお、金銭以外に、金銭以外の財産も出資の目的としており、割当予定先の保有するフリージア・マクロス株式を現物出資することにより割り当てます。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、165,354,000円であります。
- 3 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等

割当予定先の氏名 又は名称		佐々木 ベジ	
割当株数		5,334,000株	
金銭による払込金額		180,000,000円	
金銭以外の財産の現物出資の 目的とする財産の内容		種類 株式	
		価額 150,708,000円	
割当予定先の 内容	住所	東京都千代田区	
	現在の役職	フリージア・マクロス株式会社代表取締役 会長 株式会社ユタカ代表取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役社長 飛松建設株式会社代表取締役 株式会社タキオン代表取締役	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割 当予定先の株式の数	該当なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	該当なし
	取引関係	該当なし	
	人的関係	該当なし	
当該株券の保有に関する事項		当社は割当予定先より、割当新株式発行 日から2年以内に割当予定先が割当新株 式の全部又は一部を譲渡した場合には、 譲渡を受けた者の氏名または名称と譲渡 株式数等の内容を直ちに当社へ書面によ り報告すること、当社が当該報告内容等 をジャスダック証券取引所に報告するこ と、当該報告内容が公衆縦覧に供される ことにつき内諾を受けており、当該内容 の確約書を得ております。	

(注) 当社との関係の欄は、平成21年7月31日(金)現在のものです。

募集の目的及び理由

当社は通販小売事業を主たる事業とし、当事業は中高年男性を中心ターゲットとし、ウォンツ商品（必欲品）情報を網羅して「付加価値訴求型通販」を展開しております。当社の属する通信販売業界におきましては、米国のサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）問題に端を発した世界的な金融不安の影響が、实体经济に影響を及ぼし始めたことにより、買い控えなど個人消費の減退が進んでおります。当社におきましても、売上高の急激な減少が続いております。減少する売上高のなかでも利益を確保するため、本店移転による賃借料の削減、販売促進費や人件費等の削減を実施し、利益率の上昇を図ったものの、平成21年3月期においては、営業利益、経常利益の減少となりました。また当期純利益につきましては、旧日本で使用していたが移転後の新日本で使用することができない資産及び使用計画の確定していない遊休資産（温泉権とその土地）についての減損損失、本社移転費用、投資有価証券評価損などの特別損失を計上したことにより当期純損失となりました。その結果、売上高4,688百万円、営業損失128百万円、経常損失155百万円、当期純損失447百万円となりました。

このような状況下、当社は佐々木ベジ氏（フリージア・マクロス株式会社代表取締役会長）を割当先とする第三者割当による新株式の発行を行うことといたしました。新株式の発行数は佐々木ベジ氏の保有株式数が当社の発行済株式数の過半数となる5,334,000株といたします。本件第三者割当増資後、佐々木ベジ氏は当社発行済株式数の51%を保有する主要株主である筆頭株主となる予定です。今後、当社は佐々木ベジ氏のリーダーシップの下、業務改善のための戦略を推し進めてまいります。

佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の代表取締役会長をはじめ、フリージアグループの関連会社の代表を複数兼任しており、フリージアグループの中核人物です。このことにより、今回の第三者割当増資の割当先は、佐々木ベジ氏個人となっておりますが、フリージアグループとの事業の相乗効果が十分見込めるものと考えております。また、平成21年8月3日現在、当社の取締役は代表取締役橋本勝司、取締役加藤和弘、取締役濱壽道の3名ですが、今後当社は佐々木ベジ氏が指名する4名を取締役候補として選任し、平成21年9月3日開催予定の臨時株主総会において、役員選任議案を付議する予定です。なお、代表取締役の異動については現時点では未定であり、臨時株主総会後の最初の取締役会にて決定し、開示させていただきます。

本件第三者割当により調達した資金については、下記の用途に充当する予定であります。

〔1〕 手元流動性の確保

当社は業績低迷が続く、平成21年3月末時点においてスケジュールどおりの借入金の返済が困難な状況となっております。その後借入先の各銀行との間で借り換え及び返済スケジュールの変更を行ったことにより、借入金の返済スケジュールは緩和されましたが、当初予定していなかった特別損失や支払いが発生しており、資金繰りの悪化が進んでいる状況です。特別損失としては、訴訟関連損失36百万円および和解金15百万円を計上しております。また当初予定していなかった支払としては、当社グループでビル経営を行っているSPC（特別目的会社）の契約期間の延長を行っておりますが、その為に必要な追加資金として総額60,000,000円を7月以降分割して支払いをしております。このSPCを継続しない場合、ビルを売却することになり、現在の評価額から計算して200,000,000円ほどの損失が出ることになるため、SPCを継続することといたしました。しかしながら上記支出により、当社の手元流動性が悪化しており、7月末約80,000,000円、8月末約70,000,000円（予定）という状態になっております。当社の通信販売事業においては、外部の媒体誌や新聞などに広告掲載、話題性のある商品が出たタイミングで受注の金額および件数の波が上がる場合があります。この場合、一時的に商品調達代金や物流費用が30%程度上がることが予想され、今のままでは資金の手元流動性がさらに悪化する可能性があります。このように資金繰りが悪化している状況では各取引先様に対する信用不安を引き起こし、今後の事業継続に支障をきたす可能性があることから、本件第三者割当増資により100,000,000円を補充する予定であります。この補充によって平成22年3月末までの間、手元流動性は最低でも90,000,000円以上で推移できると考えております。

〔2〕 新規顧客獲得のための販売促進費

現在、本業である通信販売において、資金的制約から利益効率重視でカタログの発行部数を絞っているため、売上が減少傾向にあります。現在の当社保有顧客に対してカタログを配布しているだけでは、この先の売上拡大は見込めません。常に新たな顧客獲得をしなければ、売上及び利益が減少し、事業の継続が難しくなる危険性があります。この売上を再度拡大させるには、現状の資金的な制約により試すことが出来なかった新規顧客獲得のためのカタログ制作や、広告の戦略が必要不可欠になります。具体的には新規顧客獲得の為に、外部の媒体誌や新聞各紙、web広告、外部の機関紙などへの広告掲載、外部団体へのカタログの発行を予定しております。この戦略によりビジネスチャンスを獲得し、新規顧客獲得・増加を図り、収益機会を増やしたいと考えております。また、既存の顧客に対しての費用効率の良いカタログ配布を目的として、顧客属性にマッチしたカタログ配布方法の改善も予定しております。

〔3〕 プラットホームの経費削減

当社は早期黒字化のため、通信販売事業に必要なプラットフォーム（受注、仕入、出荷などの業務基盤）の経費削減を進める必要があります。今期、計画しているものとしては、新規の物流システムの導入に10,000,000円投入を予定しております。これにより年間6,000,000円のコストダウンを予定しております。当社といたしましては、このシステム導入や各種経費削減について、佐々木ベジ氏との関係を構築し、財務面のみならず事業面においても協力を求めていく予定です。これは、当社の企業価値向上に資するものと考えております。

今回の第三者割当増資による業績への影響としては、手元流動性の改善がなされ、事業基盤の強化、ビジネスチャンスが拡大すると予想されます。

割当予定先を選定した理由及び発行条件等の合理性

〔1〕割当予定先を選定した理由

当社は、数年来続いている業績の悪化に、特別損失の発生等の当初予定していなかった損失が発生しており、資金繰りの悪化が進んでおります。現状からの迅速かつ確実な脱却するためには、いち早い資金調達を行う必要があります。その割当先選定にあたり、払込期日以内に確実に振り込んでいただけること、当社が逼迫した経営状況であることから抜本的な改革が必要であり、そのために経営戦略や事業戦略面で企業価値の向上をともに目指せる、当社にとって有益なパートナーであることを重要な要素として、証券会社やコンサルティング業者を通じて探しましたが、その中で当社取締役の知人のコンサルティング業者を通して佐々木ベジ氏の紹介を受けました。

佐々木ベジ氏は、当社が直面している資金面での事情や、当社の今後の事業戦略に対してもご理解いただいております。払込期日における払込についても了解をいただけたということで、佐々木ベジ氏を割当先を選定いたしました。

佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社を中心に工業機械製造、建設など多岐に渡った事業を手がけており、またいくつもの企業再生案件の経験やノウハウを有しております。厳しい金融環境・小売市場の中でフリージアグループの有する事業の販売製品・サービスおよびネットワークと当社の小売業の販売ネットワークの融合により、新たな付加価値の創造・販売戦略そして収益機会が生まれることが期待できます。また、企業再生案件の経験やノウハウから当社の事業再建に大きく貢献していただけるものとも考えております。このような経緯から、佐々木ベジ氏に出資をしていただくことになりました。

当社といたしましては、当社製品の販売網を拡大するためにも現時点で最適なパートナーと考え、佐々木ベジ氏を割当先として選定いたしました。

なお、当社において、佐々木ベジ氏および紹介いただいたコンサルタント業者とその担当者が反社会的勢力と関わりがないことを、株式会社日本商工リサーチ（所在地：東京都千代田区）を通じて確認しております。また、新株式の払込金に関しましては、本人より既に自己資金にて資金を確保している旨を伺っており、現物出資により受け入れるフリージア・マクロス株式会社についても払込期日までには準備が出来るとの確認がとれており、いずれも書面に確認しております。よって佐々木ベジ氏の経歴、社会的信用力および資力などを鑑み、確実に払い込みが履行されるものと判断しております。

〔2〕割当先の保有方針

割当先である佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の代表取締役会長をはじめ、フリージアグループの関連会社の代表を複数兼任しており、フリージアグループの中核人物です。このことにより、今回の第三者割当増資の割当先は、佐々木ベジ氏個人となっておりますが、フリージアグループとの事業の相乗効果が十分見込めるものと考えております。

佐々木ベジ氏は、当社の筆頭株主になることを前提に、当社の企業価値の向上を目指す中長期的な安定株主として、当社の株式を保有する方針であることを確認しております。また、佐々木ベジ氏の指名する4名が取締役に就任する予定であり、佐々木ベジ氏は当社の業績改善のための戦略に積極的に関与する予定であります。当社は割当先との間において、割当新株式について継続保有および預託に関する取り決めはありませんが、割当先との間において、払込期日（平成21年9月7日）より2年間において、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡理由、譲渡の方法などを当社に書面にて報告することの確約を得ております。

その他重要な契約等

当社は、割当先及び当社関係者間で本新株式発行に関する契約及び株券消費貸借契約等を締結しておりません。また、その他該当事項はありません。

発行価額の算定根拠

当社は今回の第三者割当による増資により発行される新株式を佐々木ベジ氏に割当て、佐々木ベジ氏が代表取締役会長を務めるフリージア・マクロス株式会社をはじめとするフリージアグループの支援を仰ぎながら経営再建を推進していく予定です。このため、発行価額については、佐々木ベジ氏と協議・交渉を行い、当社の1株あたりの純資産額（連結ベースで平成21年3月期48.68円）と平成21年4月10日から平成21年7月9日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値の平均（74.26円）を勘案した結果、新株式発行価額を1株あたり62円（平成21年7月10日より直近3ヶ月平均値からのディスカウント率16.51%）とすることが適当であるとの判断に至りました。

平成21年4月10日から平成21年7月9日の終値の平均値を参考にした理由は、平成21年6月初旬以降、当社の株価は比較的出来高も少ない中で急激に高騰・反落を続けており、変動性も高いことから、発行価額の算定根拠としては、直前取引日の終値を参考とするより、一定期間の平均株価という標準化された値を参考とする方が客観的であると判断したためであります。なお、第三者割当決定の取締役会開催日前日の株式会社ジャスダック証券取引所発表の終値からのディスカウント率は40.4%となっております。

このような事情を経て、払込期日までの相場変動の可能性、当社の発行済株式数、本増資により発行される株式数、最近の株式市場の状況等を総合的に勘案し、取締役会にて全会一致で決議いたしました。また、監査役全員の同意を得ております。

なお、今回の第三者割当増資による新株式の発行は、平成21年9月3日開催予定の当社臨時株主総会における有利発行に関する議案の承認が条件となっております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当増資による発行株式数5,334,000株は、発行済株式総数5,124,000株の104%に相当し、株式の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は早急に手元流動性の確保をしないと、各取引先様に対する信用不安を起す可能性さえあります。この手元流動性の確保・財務基盤の強化については、確実な事業継続のために緊急の案件であります。その調達資金については、当社の確実な事業継続をするための運転資金や、今後当社が成長していくにあたり必要不可欠な新規顧客獲得のための販促費に充当され、資本の充実が図れると考えております。

さらに、資金的制約等により見送らざるを得なかったプロジェクトの実施により新規顧客の増加が可能になり、収益機会を増加させることが出来ると考えております。

また、将来的には早期黒字化並びに復配を目指し、上場会社として企業価値の向上並びに株主価値の増大を図るものであり、調達する資金用途については合理的であり、本増資の結果、当社は財務基盤を充実させることができると

考えております。

なお、併せて今回の新株式の発行は、平成21年9月3日開催予定の臨時株主総会における議案の承認を得ることを条件として行うものであるため、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
62	31	100株	平成21年9月7日 (月)	該当事項は ありません。	平成21年9月7日 (月)

- (注) 1 第三者割当の方法により本普通株式の全てを佐々木ベジ氏に割当て、一般募集は行いません。
 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式に係る割当は行われないこととなります。
 4 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ払込むものとします。
 5 現物出資のフリージア・マクロス普通株式について

当社は、本件第三者割当増資により、佐々木ベジ氏の保有する株式数が、当社の発行済株式数の51%となるように新株式を発行するため、調達する資金の予定額は330,708,000円となります。

この内、当社が喫緊に必要としている資金である手元流動性確保のための運転資金100,000,000円、新規物流システム導入費用10,000,000円、新規顧客獲得のための販売促進費60,000,000円、発行諸費用10,000,000円の合計180,000,000円については、現金による出資となります。

残りの150,708,000円については、下記の理由によりフリージア・マクロス株式会社(東京証券取引所2部上場、証券コード6343、代表取締役奥山一寸法師、代表取締役会長佐々木ベジ)の株式を現物出資の方法で受け入れることといたします。

当社は、第三者割当による新株式発行の割当先の検討に際して、当社グループの経営状態および今後の再建に向けての基本的な経営方針について十分な理解があり、その上でご支援いただける投資家を第一に考えておりました。

佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社を中心にフリージアグループ各社で、工業機械製造、建設など多岐に渡った事業を手がけており、またいくつもの企業再生案件の経験やノウハウを有しております。厳しい金融環境・小売市場の中で、フリージアグループが有する事業の販売製品・サービスおよびネットワークと当社の小売業の販売ネットワークの融合により、新たな付加価値の創造・販売戦略そして収益機会が生まれることが期待できます。また、企業再生案件の経験やノウハウから当社の事業再建に大きく貢献していただけるものとも考えております。

以上のことから、佐々木ベジ氏に支援をしていただくことが企業価値の向上に資するものと判断いたしました。この協力関係をより確実に保つ為にも当社としてもフリージア・マクロス株式会社の株式を保有したいという考えがあることから、当社は第三者割当により発行する新株式の一部を金銭出資による払込に代えて、フリージア・マクロス株式会社株式を現物出資の方法により受け入れることにいたしました。

なお、これにより当社はフリージア・マクロス株式会社の発行済株式数の約1.52%保有することになる予定です。

現物出資されるフリージア・マクロス株式会社の株式については、佐々木ベジ氏は、フリージアハウス株式会社との間で平成21年7月31日に「株券等貸借取引契約書」を締結し、平成21年9月3日に、フリージア・マクロス株式会社普通株式1,000万株をフリージアハウス株式会社より借り受ける予定です。この度の現物出資には上記株式が充当される予定です。

現物出資の目的となる株式の価額の算定根拠

本新株式の発行に際し、現物出資の目的となるフリージア・マクロス株式会社の株式1株当たりの価額については、フリージア・マクロス株式会社の株価は、当社株式に比べ市場での流通性もあり、大幅な下落のリスクは小さいと判断したことから、当該第三者割当増資による新株式の発行に係る取締役会議の当日(平成21年8月3日)における株式会社東京証券取引所が公表したフリージア・マクロス株式会社の普通株式の普通取引の終値22円を参考に約21.9979円といたしました。

なお、上場有価証券を出資の目的とする際は、その価額につき、決定された価額が当該価額の決定日の取引市場における終値を超えない場合は、会社法第207条第9項第3号及び会社法施行規則第43条の定めに基づき、検査役の調査が不要となっております。本新株式の発行に係る現物出資の目的となるフリージア・マクロス株式会社の株式について、決定された価額は当該価額の決定日の株式会社東京証券取引所における最終の価格を超えていないため、検査役調査は不要と判断しております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
STEILAR C.K.M株式会社 総務部	東京都新宿区愛住町13番地10

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 王子駅前支店	東京都北区王子一丁目10番地18

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
330,708,000	10,000,000	320,708,000

(注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。

2 発行諸費用の概算額は、登録免許税及び仲介手数料であり、この中に消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

時期	使途	金額
平成21年10月から 平成22年3月まで	業務運転資金の補充（商品仕入代金・物流費 ・コールセンター業務委託費）	合計10,000万円
平成21年10月から 平成22年9月	通信販売新規顧客獲得の為の販売促進費	毎月500万円 合計6,000万円
平成21年12月頃	プラットフォーム（倉庫業務）経費削減の為の システム費用	1,000万円
総合計		17,000万円

(注) 上記表には現物出資分は含まれておりません。

当社は、資金ショート危険性を減少させるため、手元流動性の確保が急務となっております。このため調達した資金の内100,000,000円を、商品仕入代金・物流費・コールセンター業務委託費等の運転資金に充当することで、今期末までの資金繰りを確実なものにする予定です。

新規顧客獲得のための販売促進費として、平成21年10月から平成22年9月まで毎月5,000,000円（合計60,000,000円）を予定しております。新規顧客獲得の為、外部の媒体誌や新聞各紙、web広告、外部の機関紙などに広告掲載をしたり、カタログ発行をする予定です。この販売促進費については、ある程度の期間にわたり継続していくことで、顧客獲得の効果が見込めるものであり、最低でも12か月分の資金を要すると考えております。

通信販売事業に必要なプラットフォーム（受注、仕入、出荷などの業務基盤）のコスト削減・業務改善の為に、まず物流関連のシステム導入費用として10,000,000円を充当すること（平成21年12月頃）を考えており、年間6,000,000円のコストダウンを目指しております。

上記のとおり、今回調達する資金のうち現金170,000,000円については、運転資金に100,000,000円、プラットフォーム（物流関連のシステム導入費用）に10,000,000円、新規顧客獲得用販売促進費（2か月分）に10,000,000円を充当する予定です。現物出資の150,708,000円（フリージア・マクロス株式会社株式）については、フリージアグループとの継続的な関係を強化するため保有していく予定です。

(3) 【調達する資金の使途の合理性に関する考え方】

今回調達する資金につきましては、弱体化した手元流動性の確保のために充当する予定です。

また、資金的制約で見送らざるを得なかったプロジェクトなどが可能になり、新たな新規顧客獲得・ビジネスチャンス獲得も実現します。さらに、コスト削減の為のシステム導入により収益性の改善も見込めると考えております。

今回の割当先である佐々木ベジ氏の協力が得られれば、本業の事業基盤の強化・ビジネスチャンスの拡大が現実的なものになると考えております。

また、将来的には早期黒字化並びに復配を目指し、上場会社として企業価値の向上並びに株主価値の増大を図るものであり、調達する資金使途については合理的なものであると判断しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月26日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成21年8月3日）までにおいて、変更が生じており、「事業等のリスク」として次のとおり追加いたします。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

(追加事項)

(当社グループ全体について)

(2) 株式の状況等

当社株式に係る議決権の希薄化について

平成21年8月3日付取締役会において決議した新株の発行につきまして、第三者割当増資による発行株式数5,334,000株は、既存の発行済株式総数5,124,000株の104%に相当し、株式の希薄化が生じます。

なお、当該新株の発行は、平成21年9月3日開催予定の臨時株主総会における議案の承認を得ることを条件として行うものであります。

大株主及び持株比率の変動について

平成21年8月3日付取締役会において決議した新株の発行を実施することにより、大株主及び持株比率の変動が生じます。

大株主及び持株比率の変動があり、当社グループの事業運営等に影響を与える可能性があります。この場合、佐々木ベジ氏の意向が大きく反映される場合があります。

なお、当該新株の発行は、平成21年9月3日開催予定の臨時株主総会における議案の承認を得ることを条件として行うものであります。

当該新株の発行が行われた場合の主要株主(発行済株式総数に対する所有株式数の割合が10%を超える株主)とその所有株式数の割合は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐々木ベジ	51.00
有限会社クフ	13.39

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成21年3月31日現在の株主名簿上の株式数に、新株の発行で増加する株式数を加え、算出いたしました。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期)の提出日(平成21年6月26日)以降、本有価証券届出書提出日(平成21年8月3日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。その報告内容は下記のとおりであります。

平成21年7月15日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、商標権侵害の差止め等に関する訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成19年4月23日

(2) 当該訴訟を提起した者

商号 ダックス シンプソン グループ

パブリック リミテッドカンパニー

代表者・取締役

アンソニー・チャールズ・ウィルソン

及び

三共生興株式会社

代表取締役 三木 秀夫

本店所在地 英国 ロンドン ダブリュ1エス 4ピエール オールド ボンド ストリート10

及び

兵庫県神戸市中央区江戸町101番地

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

内容 当社は、商品名「英国王室御用達DAKS社 リバーシブルベルト」という商品を商品仕入業者より提案を受け当社の通信販売媒体により販売を行いました。これに対し、三共生興株式会社より、同社が有している商標権を侵害しているとして本件訴訟に至ったものであります。

損害賠償請求金額 2億7,324万3,500円

(参考:平成19年3月期末 純資産850,496千円)

平成21年7月15日提出の臨時報告書その2

1 提出理由

当社に提起されておりました訴訟の判決が確定し解決いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号および第19号の規定に基づき、

提出するものであります。

2 報告内容

訴訟の解決

(1) 当該訴訟の提起があった年月日

平成19年4月23日

(2) 当該訴訟を提起した者

商号 ダックス シンプソン グループ

パブリック リミテッド カンパニー

代表者・取締役

アンソニー・チャールズ・ウィルソン

及び

三共生興株式会社

代表取締役 三木 秀夫

本店所在地 英国 ロンドン ダブリュ1エス 4ピエール オールド

ボンド ストリート10

及び

兵庫県神戸市中央区江戸町101番地

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

内容 当社は、商品名「英国王室御用達DAKS社 リバーシブルベルト」という商品を商品仕入業者より提案を受け当社の通信販売媒体により販売を行いました。これに対し、三共生興株式会社より、同社が有している商標権を侵害しているとして本件訴訟に至ったものであります。

損害賠償請求金額 2億7,324万3,500円

(参考：平成19年3月期末 純資産850,496千円)

(4) 訴訟の解決があった年月日

平成21年3月24日

(5) 訴訟の解決の内容及び損害賠償支払金額

当社は、商品名「英国王室御用達DAKS社 リバーシブルベルト」という商品を商品仕入業者より提案を受け当社の通信販売媒体により販売を行いました。これに対し、三共生興株式会社より、同社が有している商標権を侵害しているとして本件訴訟に至ったものであります。

平成20年3月11日に大阪地方裁判所にて損害賠償金2,909,872円の支払及び謝罪広告掲載の判決がなされ、当社はこの判決に対して控訴いたしました。平成20年12月24日に大阪高等裁判所にて控訴棄却の判決がなされたため、最高裁判所に上告いたしました。しかし、当社業績の現状を鑑み社業に集中することとし、平成21年3月24日に上告を取り下げました。これにより大阪地方裁判所の判決が確定いたしました。

損害賠償金2,909,872円

謝罪広告掲載

(6) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当社の平成22年3月期第1四半期連結会計期間の個別決算および連結決算で謝罪広告実施の費用として訴訟関連損失36百万円を計上いたします。なお、損害賠償金につきましては、前連結会計年度において費用計上済みです。

平成21年7月15日提出の臨時報告書その3

1 提出理由

当社は、地位確認等請求労働審判の申し立てを受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該審判の申立があった年月日

平成21年4月13日

(2) 当該申立を提起した者

当社元従業員

野口 正己

東京都練馬区

石神 和志

埼玉県さいたま市

(3) 当該申立の内容及び損害賠償請求金額

内容 雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認及び未払い賃金等の支払いを求めるものとして本件申立に至ったものであります。

損害賠償金額 3,022万2,694円

(参考 平成21年3月期末 純資産224,692千円)

平成21年7月15日提出の臨時報告書その4

1 提出理由

当社に対して申し立てが成されておりました、地位確認等請求労働審判が解決に至りましたので金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号、第12号および第19号の規定に基づき、提出するものであります。

2 報告内容

訴訟の解決

(1) 当該審判の申立があった年月日

平成21年4月13日

(2) 当該申立を提起した者

当社元従業員

野口 正己

東京都練馬区

石神 和志

埼玉県さいたま市

(3) 当該申立の内容及び損害賠償請求金額

内容 雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認及び未払い賃金等の支払いを求めるものとして本件申立に至ったものであります。

損害賠償請求金額 3,022万2,694円

(参考 平成21年3月期末 純資産224,692千円)

(4) 訴訟の解決があった年月日

平成21年7月1日

(5) 訴訟の解決の内容および損害賠償支払金額

当社は平成21年4月13日に、当社元従業員2名から東京地方裁判所に対し、雇用契約上の権利を有する地位の確認及び未払賃金3,022万2,694円の支払を求める地位確認等請求労働審判を受けておりました。

平成21年7月1日に申立人両名に対して15百万円の支払いをする旨の和解が成立いたしました。

(6) 当該事象の損益および連結損益に与える影響額

当社の平成22年3月期第1四半期連結会計期間の個別決算および連結決算で和解金の費用として特別損失15百万円を計上いたします。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成20年4月1日
	(第29期)	至 平成21年3月31日

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について「電子開示手続きガイドライン A4-1」に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

STEILAR C.K.M株式会社
取締役会 御中

太陽ASG監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂指定社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSTEILAR C.K.M株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STEILAR C.K.M株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

STEILAR C.K.M株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田 中 大 丸

指定社員
業務執行社員

公認会計士 法 木 右 近

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSTEILAR C.K.M株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STEILAR C.K.M株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日において、第2回無担保社債(未償還残高60,000,000円)を買入償還した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が提訴されていた商標権に関する損害賠償請求等訴訟に関する謝罪広告掲載費36,637,675円の発生が確定している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、STEILAR C.K.M株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、STEILAR C.K.M株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月18日

STEILAR C.K.M株式会社
取締役会 御中

太陽ASG監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂指定社員
業務執行社員 公認会計士 泉 淳一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSTEILAR C.K.M株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STEILAR C.K.M株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

STEILAR C.K.M株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中大丸指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木右近

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているSTEILAR C.K.M株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、STEILAR C.K.M株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月15日において、第2回無担保社債(未償還残高60,000,000円)を買入償還した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社が提訴されていた商標権に関する損害賠償請求等訴訟に関する謝罪広告掲載費36,637,675円の発生が確定している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。